

2024年10月23日

インターネットバンキングによる不正送金被害の未然防止の対応について

佐賀銀行（頭取 坂井 秀明）は、この度、インターネットバンキングによる不正送金被害の未然防止対応等のため、個人向けさぎんインターネットバンキングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を長期間ご利用いただいていないご契約者さまにつきまして、ご利用規定に基づき、下記のとおり本サービスの解約手続きを行いますので、お知らせいたします。

対象のご契約者さまにおかれましては、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記



【概要】

項目	内容
解約対象となるご契約者さま	2021年4月1日以降、一度もログインされていないご契約者さま ※2021年4月1日以降に新規契約された場合を除く ※2024年11月30日までにログインされた場合を除く
解約日	2024年12月1日以降、順次解約手続きを行います。
本サービスの再契約について	2024年11月30日までにログインされず、解約日以降に本サービスを再度ご利用される場合は、改めて新規申込をお願いいたします。
ご参考	「さぎんインターネットバンキングサービス利用規定（一部抜粋）」 第17条 解約等 3. 当行からの解約 (3) お客さまに以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでもお客さまに通知することなくサービスの全部または一部を中止または解約することができるものとします。 ⑤ 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。

以上

《本件に関するお問い合わせ先》
業務管理サポート部
マネー・ローンダリング対策室
TEL 0952(22)2112
<https://www.sagabank.co.jp>